

平成 27 年度

第 2 回 国立市地域公共交通会議（福祉交通検討部会）

要 点 記 録

■日 時 平成 28 年 2 月 24 日（水） 午前 10 時から午前 11 時 55 分

■場 所 国立市役所 3 階 第 1・2 会議室

■出 席 者

国立市地域公共交通会議（福祉交通検討部会）（代理出席含む） 11 名

部会長	佐々木 一郎	国立市都市整備部
委員	田崎 達久	バス事業者
〃	原田 弘司	タクシー事業者
〃	清水 光司	タクシー事業者
〃	山勢 孝文	NPO福祉有償運送事業者
〃	山田 かよ子	NPO福祉有償運送事業者
〃	関 知介	国立市社会福祉協議会
〃	有田 元康	ケアマネージャー
〃	間淵 由紀子	医療関係者
〃	馬場 一嘉	国立市健康福祉部
〃	網谷 操	国立市健康福祉部

(敬称略)

事務局	3 名	交通課
事務局	2 名	福祉総務課・地域包括ケア推進担当

(欠席委員: 3 名)

佐藤 祐浩、熊井 大、清水 弘子

他参加者: 0 名

■ 要 点 記 録 ■

1. 開会（事務局）

- ・開会宣言
- ・部会長挨拶
- ・資料確認

2. 欠席者報告・指名委員の紹介

- ・間淵由紀子委員より自己紹介

3. 議 題

（1）高齢者の移動サービスについて【部会資料No.1】

部会長：それでは次第に沿って進めます。まず、議題の高齢者の移動サービスについて、事務局より説明をお願いします。

事務局（中島）：（資料1「1. 対象者の分類」について説明）

部会長：ただいまの説明について、ご意見・ご質問等ありますか。

委員一同：（特になし）

部会長：無いようですので、次の説明をお願いします。

事務局（中島）：（資料1「2. 元気な高齢者（一人で移動が不自由なくできる。）移動」について説明）

部会長：ただいまの説明について、ご意見・ご質問等ありますか。

委員一同：（特になし）

部会長：無いようですので、次の説明をお願いします。

事務局（中島）：（資料1「3. 移動に制約がある高齢者」について説明）。

部会長：ただいまの説明について、ご意見・ご質問等ありますか。

山勢委員：福祉有償運送について、ケアマネージャーの方でもご存知ない方もいらっしゃる。積極的にPRを行い利用が伸びていくようなことを考えていただきたい。また、市からの移送についての問い合わせ・依頼についてもまだまだ少ないのが現状である。

事務局（中島）：福祉有償運送については、道路運送法の規定もあり、基本的に移動困難な方が対象となる。次項の支援・介護が必要な高齢者（移動困難者）への対応の説明をさせていただいた上で課題等具体的に教えていただければと思います。

部会長：他に何かありますか。

事務局（中島）：（資料1「4. 支援・介護が必要な高齢者（移動困難者）」について説明）。本日配布させていただきました部会追加資料1-1について資料の提供を頂いた銀星交通さんから補足願います。あわせて高齢者の移動の実態について高齢化

支援課長の馬場委員のほうから補足願います。

原田委員：福祉的な交通について関係者が協議する場として福祉タクシー協議会というものがあるが、特段の議題がないことからここ数年は開催されていない。国立市内にも福祉タクシー（福祉輸送事業限定）事業者は複数あるが今回提出させていただいた資料は弊社の実績である。この数字以外に、通常のタクシーを車イスの方が単独で利用するケースも相当数あるというのが実態である（この場合、運転手が乗り降りの介護をすることも多い。車イスは折りたたんでタクシーのトランクに収納して運ぶ）。また、寝たきりの方の移送にはストレッチャーを使うことになるが、この場合は2人体制で対応することになる場合がほとんどである。

馬場委員：前回の会議でご要望を頂いた、要支援・要介護の方の実数について資料を配布させていただきました。認定数から施設（特養・老健・介護療養型医療施設）に入られている数を引いて在宅の要支援・要介護の方数字を出していますが、在宅の方の実態については把握しきれない部分もあり、あくまで推計ということでご理解いただければと思います。資料は3つの表が掲載してあります。一番上の表が平成27年12月の保険支払い時の件数、真ん中と一番下は介護保険の事業計画書を作成した際の、それぞれ平成32年度、平成37年度の推計数です。それぞれの表の右下の数字が要介護・要支援の認定を受けているが施設には入所されていない方の推定数となります。

事務局（中島）：ありがとうございました。2,700人あまりの要支援・要介護の在宅の方がいる一方、市内のNPO福祉有償運送2団体の利用登録者数が31人であること、またその登録者の方の福祉有償運送利用回数が年間約1,700回（一日5～6件）となっている数字を考えると、タクシーや福祉有償運送だけでこのような方の移動の需要に応えられているのかそのあたりの実態はどのようなものでしょうか。

山勢委員：運賃については利用者にとって大きな問題で、私のところでは登録利用者の方にタクシー運賃の概ね1/2ということで使っていただいております、高齢の方には使いやすいサービスとなっているのではないかと（なお、さくら会の登録利用者は現在すべて高齢者となっているが、高齢者に特化しているわけではないことはご理解いただきたい）。ドライバーと車両が確保できればより多くの方の需要に応えられるものと考えている。その際、いわゆる商用車の使用が認められれば車両価格がかなり安いので助かるのだが。また、福祉車両についてもたとえば「くらしの便利帳」に掲載する際など、リフト付きとスロープ対応では、利用者にとっ

て使い勝手がかなり異なる。きめ細かなサービスを実施できるよう多摩地域福祉有償運送運営協議会ではなく国立市単独で福祉有償運送運営協議会を立ち上げることも考えていただきたい。あわせて NPO 福祉有償運送事業者が増えていくような環境づくりをお願いしたい。

部会長：福祉有償運送を必要としている方にまだ周知が届いていないというご指摘も含めてのご意見と承りました。市としてそのあたり何かありますか？

事務局（中島）：福祉有償運送を含めた福祉的な交通手段の周知については、福祉総務課と交通課が共同でホームページを作成しているところである。あわせて、ひきつづき福祉関係の事業者等に周知を図るようにしたい。

事務局（大川）：60団体ほど集まる介護保険関連の事業者の全体の連絡会で福祉有償運送の説明をしたことがあるが、まだご存じないケアマネージャーがいらっしゃるようなので、今後も引き続き周知を図っていきたいと考えている。

山勢委員：住民主体の生活支援サービスの中に訪問型サービス D（移動支援）というのがあるが、これは何か？

馬場委員：介護予防・日常生活支援総合事業が平成 27 年度から始まっている。介護保険の給付が全国一律のものとして給付される一方で、介護予防・日常生活支援総合事業については一定の枠組みの中で市町村が自由裁量で提供していくもので A 型から D 型までである。現在国立市ではサービス A として介護保険サービスを提供する事業者に介護予防サービスを提供してもらっている（ヘルパーさんが訪問して家事を実施）。まだはじめたばかりで今後の方向性を模索しているところである。住民ボランティアの方に介護予防サービスを手伝っていただく B 型もあり平成 28 年度中のスタートに向けて研修等の準備をしている。C 型は退院後や介護保険施設から退所した場合などの集中的なリハビリを対象としたもので、まだ小規模ではあるが実施中です。D 型は移動支援に関するものだが、在宅でサービスを必要とする方の数の把握などを含め資料収集にかかっているところである。事業額の上限があるなかで、市としてどのサービスを実施していくか他の自治体の動向なども踏まえながら整理・検討を進めて行きたい。

山勢委員：介護予防・日常生活支援総合事業のなかの移動支援サービスは道路運送法 4 条での許可によるものか？

馬場委員：介護予防・日常生活支援総合事業のなかの移動支援サービスは道路運送法によるものではない。

間瀬委員：資料の 7 ページになるが要支援 2 の方は転倒しやすいので福祉的交通の対象

に含めたほうがいいのか。また、タクシーチケットにおつりが出ないこと、谷保地域で自宅の前のバス停がなくなって外出がおっくうになったというお年寄りが居たりするというのも実態である。介護予防のためには外出支援は大切なので国立の実態にあったサービスを検討することも考えていただけると助かる人が居るかもしれない。

部会長：実態を踏まえたご意見をありがとうございました。いろいろな実態を踏まえながら検討を進めて行きたいと考えておりますので大変参考になりました。

山勢委員：これは個人的な意見であるが、福祉的な交通と一般的な交通手段のすみわけについては重要なテーマであると考えている。私はバスの運転をすることもあるが、正直言って乗降に手がかかる方がいらっしゃるのも知っている。また、福祉車両といってもスロープではなくリフトがないと乗り降りができない車椅子の方もいることも知っておいていただきたい。タクシー券に連絡先が記載されていることから、雨や雪の日、鉄道が止まったときなど普段利用されない方からの連絡が入ることもあるが、会員で無い場合には断らざるを得ない。福祉有償運送は登録した利用者しか使えないのは十分承知しているが、透析への送迎などについては最優先に需要に応えられるような交通サービスを考えるおくことも必要ではないか。

事務局（中島）：今回は、高齢者向けのサービスをテーマとして議論をいただいているところであるが、ひきつづき、しょうがい者、子育て中の親子を対象に議論をいただけるよう考えている。また、福祉有償運送やタクシー、デマンド交通など交通手段別に議論していただくことも考えている。

山勢委員：移送サービスを実施している者として、依頼の電話があったときに、車両やドライバーが足りずにお断りするのが一番心苦しい。需要をよく見極めて必要な人が必要なときに利用できるような仕組みづくりを考える必要がある。そのために市のOBの方なども含めて、まず現場で誰がどのように困っているのかをつぶさに見ていただきたい。

部会長：今回はそういった意味でさまざまな関係者の方に集まっていたいただいている。今後いろいろなご意見をいただければと思います。

原田委員：現場の実態として、弊社のタクシー乗務員のことを少しお話したい。まず、しょうがい者のかたは、乗車してすぐに障害者手帳等を提示いただくことで一割引（730円→650円）になる。この運賃で目的地に到着した場合、市のタクシー券2枚と現金50円をいただく。先ほどタクシー券のおつりの話がでたが、

このような形ではおつりは発生しない。現金50円を自分で財布から出せないかたについては、お客様の目の前でお客様の財布から乗務員が50円をいただくようなこともやっている。高齢者福祉タクシー券をすべて使い切らない方もいらっしゃるだろうし、予算的の配分を見直すなどしてより多くの皆さんに満足頂けるようなサービスを実現していくのは望ましいことだと思う。運営協議会については、他市で単独で開催しているところにも出席することがあるが、例えば運賃については、単独でなくてもこれまでも合意を得て実施してきているし、客観的に見て、単独で運営協議会を持つということは事務局の体力も含めて相当な覚悟が必要であることは申し上げておく。最後に、福祉タクシーの配車センターについてだが、東京には福祉タクシーの共同の配車センターがあるが、弊社は現在、加盟していない。加盟するとここからの配車をうけることができるが、配車センターで設定した共通運賃で運行することとなり値上げとなってしまうのが実態である。NPO 福祉有償運送の事業者でも同様であるため、加盟しない事業者も多い。ボランティア精神や熱意に支えられた福祉有償運送事業者が増えていくような方策を考えることは必要かもしれない。どのタクシー事業者でも福祉車両を持つというのは実際にはなかなか難しいので今後はUDタクシーの導入や国立駅前整備の進捗とあわせた乗り場の問題などにもこの会議から助言ができればいいのではないかな。

部会長：いろいろなご意見をいただきありがとうございました。今後、それを踏まえながらさらに議論ができればいいと考えております。ではひきつづき資料2、資料3について説明をお願いします。

(2) 運行形態と道路運送法の関係について【部会資料No.2】

事務局（中島）：(資料2を説明)

(3) 市内の「しょうがい者」の状況について【部会資料No.3】

事務局（山本）：(資料3を説明)

部会長：何か質問などありますか。特に無ければその他についてお願いします。

4. その他

事務局（中島）：次回は年度が改まりまして5月ごろ、しょうがいしゃ、子連れをテーマにしたいと考えている。また、市民参加による乗り合いサービスの実態など清水（弘）委員から発表を頂きたいと考えております。

部会長：それでは以上で平成27年度第2回国立市地域公共交通会議 福祉交通検討部会を終了します。ありがとうございました。(終了)